

## E T C マイレージポイント実績提供サービス利用規定

### 第1条（本利用規定の目的）

本利用規定は、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」といいます)が実施するE T C マイレージポイント実績提供サービス(以下「本サービス」といいます。)について、利用方法および遵守事項等を定めたものです。

### 第2条（定義）

- 「本サービス」とは、当社が本条第4項にいう利用者の依頼を受けて、本条第5項にいう運営者が管理・運営する ホームページ等から本条第3項にいう通行記録等を取得し、当社所定の提供形態のうち、利用者の指定する媒体で、利用者へ通行記録等を提供するサービスをいいます。
- 「E T C マイレージサービス」（以下「マイレージ」といいます）とは、運営者が主体となり運用するE T C 利用者向けポイント還元サービスをいいます。  
なお、利用者は、E T C システム利用規定と合わせて、「E T C マイレージサービス利用規約」も遵守するものとします。
- 「通行記録等」とは、当社が、運営者の管理・運営するホームページ等から取得する情報のうち、以下の各号に該当する情報について、当社所定の形態で提供するデータをいいます。
  - ① 利用者がデータ提供開始前月末時点で有するマイレージポイント残高情報
  - ② データ提供月のマイレージ対象道路の走行実績
  - ③ ②に基づく付与ポイント情報
  - ④ ②に基づくポイント還元情報
  - ⑤ 有効期限切れによる失効ポイント情報
- 「利用者」とは、当社が発行する、E T C コーポレートカード又は法人E T C カード（以下「E T C カード」といいます）に係わる当社所定の規約（以下「E T C 規約」といいます）に基づく、コーポレート会員又は法人会員であって、マイレージに登録している法人等のうち、本利用規程を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、当社が適当と認めた法人等をいいます。
- 「運営者」とは、マイレージを運営する東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社をいいます。

### 第3条（本サービスへの登録と解約）

- 利用者は、本サービスへの申込の際に、通行記録等の提供形態、送付先、連絡担当者、利用するカード等の当社所定の情報（以下「会員情報」といいます）を予め当社に対し届け出るものとします。  
この場合、当社は、利用申し出により当社所定の本人確認を行ったうえで、当社が適当と認めた場合に当該利用者をサービス登録するものとします。
- 利用者は、本サービスの解約を希望する場合、当社所定の書面等で申し出るものとします。この場合、当社は、当社所定の本人確認を行ったうえで、解約を受け付けるものとします。

### 第4条（登録内容の追加・変更）

利用者は、本サービスの利用にあたり登録している内容の追加・変更を希望する場合、当社所定の書面等で申し出るものとします。この場合、当社は当社所定の本人確認を行ったうえで、その申し出を受け付けるものとします。

### 第5条（通行記録等の提供）

- 当社は、利用者に対し、当月1日から末日までの通行記録等を、本規定第3条1項に基づき届け出された会員情報に従い、翌月末までに提供します。
- 当社は、当社がサービス利用登録を行った月の通行記録等より、利用者に対する提供を開始します。
- 当社は、通行記録等を、本サービス以外の目的で使用しないものとし、利用者へ提供の後破棄するものとします。
- 運営者の都合により、通行記録等の一部又は全部の情報が提供できない場合があります。

### 第6条（サービス利用料）

- 利用者は、本サービス所定の利用料（以下「利用料」といいます。）をE T C カード利用代金支払いと同様の方法で当社に支払うものとします。  
なお利用料は、E T C カードの利用がなかった月も発生します。
- いったんお支払いいただいた利用料は理由の如何を問わずお返しいたしません。
- 当社は利用者のサービス解約日の如何にかかわらず、サービス解約月1ヶ月分の利用料を申し受けるものとします。
- 利用料の消費税部分については、消費税率の改定等があった場合、当社は利用者の承認を得ることなく変更することができるものとします。

### 第7条（紛失・盗難等）

E T C カードの紛失、盗難などにより、第三者にE T C カードを使用された通行記録等についても、本サービスの提供の対象となります。

### 第8条（免責）

- 当社は、本サービスにおいて、本規定第5条に基づき通行記録等の提供を行うものであり、その内容・情報等の完全性、正確性、有用性などの保証を行うものではありません。
- 当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第9条（本サービスにかかる通行記録等の取得）

利用者は、本サービスに登録されたE T C カードの通行記録等を、本サービスの実施の範囲において、利用者へ代わって当社が運営者から取得することを予め承諾するものとします。

### 第10条（本サービスにかかる会員情報等の取扱）

- 当社は会員情報を本サービス以外の目的で使用しないものとします。
- 利用者が本規程第3条2項により本サービスを解約した際には、当社は会員情報を、当社所定の方法で破棄するものとし、業務委託先についても同様に義務づけるものとします。
- 当社は前項以外の会員情報については、E T C 規約に基づき取り扱うものとします。

### 第11条（業務委託）

当社は本サービスを実施するにあたり、当社の業務を第三者に業務委託することができるものとします。この場合、利用者は、当社が必要な保護措置を行ったうえで、業務の遂行に必要な範囲で、当社に提供された情報および会員情報を当該業務委託会社に提供することを予め承諾します。

### 第12条（本サービスの終了）

- 当社はいつでも本サービスの提供を終了させることができるものとし、利用者は予めその旨承認するものとします。
- 本サービスが終了する際には、当社は利用者へ事前通知します。
- 本サービスが終了する際には、当社は会員情報を、当社所定の方法で速やかに破棄するものとし、業務委託先についても同様に義務づけるものとします。

### 第13条（本利用規定の改定）

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本利用規定その他の本サービスに係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

### 第14条（本利用規定に定めのない事項）

本利用規定に定めのない事項については、当社と利用者が締結している契約書・E T C 規約、及びE T C システム利用規程・E T C マイレージサービス利用規約の定めによるものとします。